

平成29年11月13日

# NPO 法人 埼玉成年後見支援センター

## ☆☆☆ 研修会のご案内 (第122回) ☆☆☆

昨年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。被後見人の医療・介護を受ける支援の在り方、死後事務の範囲の見直し、後見人となる人材の育成等々、その後その法律の進捗状況はどうなっているのでしょうか？ それに伴って、「死後委任事務」の契約を締結するにあたってその方策や預託金の有り方も知っておく必要があります。今回の研修では、その施行後の進捗状況について勉強したいと思います。今後の後見人業務にも必要な法律知識です。是非この機会にその知識を得ていただくようご案内申し上げます。

SSC代表理事 梅澤利彦

- 日時 平成29年12月25日(月) 14時～16時
  - 場所 下落合コミュニティセンター 4階 第1集会室  
さいたま市中央区下落合1712番地 TEL: 048-834-0570  
JR京浜東北線 与野駅西口から徒歩3分
  - 演題 ①「成年後見制度利用促進法」の進捗状況について  
② 死後委任事務契約の活用について
- 講師：弁護士 <sup>いちかわ</sup>一川 <sup>ともひろ</sup>知弘 先生  
埼玉弁護士会所属
- 参加費 会員 無料 会員外 1,000円
  - 申込み期限 平成29年12月19日(火)までにFAXで申込みください

**研修会参加申込書** FAX: 04-2964-1225 SSC代表・梅澤へ

御氏名: \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

